

【令和8年度第1回津島市人権施策推進審議会 概要】

令和8年6月26日（金）午後2時から午後3時40分

津島市役所4階大会議室

出席者

委員

伊藤亮委員、黒田剛司委員、加藤栄一委員、松永久美委員、千賀浩司委員、
水谷瀧男委員、宇藤久子委員、田宮克規委員、村松まさ子委員、竹本都美子委員、
飯田浩平委員、三輪宮子委員、木村智衆委員

事務局

水谷市民生活部長、松岡人権推進課長、加藤統括主任、山口主査

欠席者

なし

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 事務局職員紹介

4 議題

（1）会長の選出

委員の互選により、黒田剛司委員が会長に決定。以降、会長が議事進行。

（2）副会長の選出

会長からの指名により、水谷瀧男委員が副会長に決定。

（3）津島市人権施策推進プラン 2030 令和7年度事業実績報告書（案）及び令和8年度実施計画書（案）について

○質疑応答

黒田会長

管理番号18番19番のパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントの周知など職場環境改善の啓発について。最近はこれらに加え、マスコミの報道等でもカスタマー・ハラスメントについて見る機会がある。愛知県でも条例化されたと聞いており、名古屋市では市役所の職員に対するカスタマー・ハラスメントの基本方針的なものが出されたとのこと。対象については、例えば津島市内の事業者を対象とするのか、市役所勤務の職員を対象とするのかというところもあるが、愛知県は全事業者となっている。愛知県の条例を受けて、津島市では、条例化の検討など動きはいかがか。

→事務局

近隣ではあま市において職員の公正な職務の執行の確保に関する条例を定めて、職員をカスタマー・ハラスメントから守る取組みをされていると把握している。津島市においても、具体的な時期等は未定ではあるが、庁内にて、職員を守るという観点でカスタマー・ハラスメントに対応していくための方策等が検討されていると把握している。

→A委員

管理番号 62 に記載の、令和 8 年度実施予定のおやこ DE コンサートについて、どのような内容のものか。

→事務局

令和 8 年 9 月 12 日に、生涯学習センター小ホールで開催予定。小学 6 年生までの子どもと保護者を対象としており、定員は 50～70 人程度で、受付は 7 月 7 日から開始予定。市教育委員会特別支援コーディネーターの演奏などを楽しんでもらう内容。

A委員

管理番号 67 のヤングケアラーについて。よく話として出てくるが、取組みについて説明してもらいたい。

→事務局

子育て支援課が主体となり令和 7 年度から実施されている。ヤングケアラーに関連する部署として、高齢介護課や福祉課などがある。実態調査のほか、啓発や研修を実施されている。

→A委員

ヤングケアラーに対して、負担がかかっているということを聞くが、そういった相談はないか。

→事務局

人権推進課では把握はしていないが、ヤングケアラー自身が当事者だと認識できず、周りに助けを求められないことで深刻化していくといったところなどで、社会問題となっている。そういった状況の中で、市では子育て支援課において取組みが進められている。

→B委員

ヤングケアラーは見つけるのが難しい。特に大きな負担がかかっているということを、当事者自身が分からない状況では、周囲の人たちがいかに意識するかが一番大事。教育委員会の部分になると思うが、学校の先生、それから周囲の人たちが意識する状況を作らないと。当事者は小学生でも少なくない。教育委員会と人権の部分で話し合うなど、みんなが努力していかなければならない。調査がされて、問題があるということになっている。これは大きな社会問題だと思う。

→A委員

周囲の心遣いが必要。

→C委員

令和 7 年度に実態調査をしたということだが、子育て支援課にお伺いすれば、津島市においては、このヤングケアラーのことについてはこういう実態ですということはお答えいただけるのか。

→事務局

市のホームページに調査の報告書が公開されているので、そちらをご覧ください。

→C委員

承知した。資料には、相談先の周知をしたとの記載もある。そこまでしていただいているのであれば、何らかの解決に向けて動いていることがわかるので、大変ありがたいと思う。

→D委員

民生児童委員では年1回、担当地区の小中学校の先生と集まって、児童生徒の状況など色々なお話を伺う意見交換会がある。ヤングケアラーの問題についても、先生方はわかっていると思う。その際にヤングケアラーの情報をお知らせいただくと、福祉課などを通してヤングケアラーについて随分把握ができると思う。当事者が、これが普通なのだろうなと思っていると、なかなか表面化しない。その部分を教育委員会の方から、先生方にチェックしていただくようにしてもらうのは必要だと思う。

→事務局

担当部署に内容について情報提供し、今後について検討させていただく。

B委員

管理番号92の自主防災組織の女性参画について、非常に重要だと思う。災害時には小学校等で避難場所が作られる。避難先では男性と女性と一緒に場所のところがあるが、トイレをはじめ、配慮が必要な様々な問題があると思う。推進するだけでなく、必ず女性を入れるような状況をつくって、より積極的に参加してもらう。

→事務局

危機管理課も取組まれているが、自主的な組織のため、市からは呼びかけ・推進という形になる。

→B委員

自主的な組織であっても、女性ばかりということではなく、女性の視点が重要であり、必要性があるということを説明して、積極的に参加してもらえようようにすることが、避難場所としては絶対必要だと思う。

→黒田会長

今のご意見について、管理番号42と43の審議会等への女性登用だが、女性の登用率を向上するということで、目標値を40%から50%に拡充している。これと同じように、様々な場面で男女共同参画の視点で女性の登用を増やしていただきたいと思う。

防災については、震災が起こった現地の映像等を見ると、女性が制約されているケースが多い。男女共同参画の取組みが一般的になっているということが、災害時等の女性の参加率の向上に繋がると考える。日頃から様々な会議体や組織体で、女性の登用を考えていただきたい。それを全庁的に、人権推進課の方から進言していただけるとありがたいと考えている。

→D委員

会長のご意見について、あまり心配される必要がないと思う。人権擁護委員でも女性委員が多く、民生委員でも委員のほとんどが女性。保護司会でも、女性がかかり活躍されている。私が関係しているところでは、南文化センター運営協議会以外は女性が非常に多く活躍されている。

→黒田会長

PTAについて、役職などは男性が多いか。

→E委員

男女比は同じくらい。男性が少し多いかもしれないが、あまり変わらない。

→A委員

全体で見ると女性が多いが、会長は女性が少ない。最近初めて女性が会長になれなかったか。

→E委員

会長が集まった際に女性は3人ほどいらっしまった。増えてきているとは思う。

→D委員

逆に今は男性にもっと活躍してほしいと思う。

(4) 令和8年度人権教育推進事業計画について

○質疑応答

黒田会長

小中学校の保護者を対象とした講座について、動画でも見られるようにするのは非常にいいことだと思う。昨年度の審議会でも、当日はPTAの参加者が少なく、せっかくなので講座をやっても聴いていただかず残念という意見が多かった。動画配信期間は約1ヶ月間ということ。実施した学校の保護者を視聴対象としたというのは、こういった理由があるか。

→事務局

講師の中には、会場で実際に受講していただきたいという思いがあるが、その会場に来られなかった方に見ていただくのであればということで動画配信のご了解をいただいているところがある。そのため、対象をある程度限定させていただいた。

→C委員

動画配信の周知はリーフレットを配布したのか。

→事務局

リーフレットを人権推進課で作成して、実施した学校から保護者に配布をお願いした。

黒田会長

先ほどヤングケアラーについて皆さんから意見をいただいた。ヤングケアラーの講座について、マスメディアで見かけることがあるが、来年度以降、ヤングケアラーの講座についても計画してもらえるとありがたいと思う。

→事務局

講師を含め、関係している課へも確認させていただき、検討したい。

→B委員

教育委員会と話をしていくことになるか。

→事務局

関係している課としては、教育委員会の他、高齢介護課などの部署もある。ケアされる方は高齢者をはじめ、青年層など、確認できる場所は複数あると思う。その部分も整理させていただきたい。

→B委員

会長のご意見のように、ヤングケアラーの問題は大事だと思う。家事やケアをしなければならない状況に置かれて、ちゃんと勉強ができるのか。

こどもというのは、段々人口が減っていく中、私達から見たら宝だと思う。こどもたちが伸び伸びとした生活ができるような状況を周囲がにつくらないといけないと思う。携わる

課は早急に、ディスカッションして良い方向に向かっていくように。大きな問題であり、今後本腰を入れてやっていただきたいことなので、ぜひお願いしたい。

→事務局

今回、ヤングケアラーが重要であり、新たな視点が必要ということで、ご意見が出た。頂いたご意見を参考に、主管の子育て支援課や教育委員会など、関連部署と協議をし、よりよい研修、取組みをしていきたいと思う。

→黒田会長

人権教育推進事業も、十数年前から比べると多様になってきた。その時代が求めるニーズに合った事業を進められていることには感心している。だからこそ、先ほどのご意見であった、当事者が気づきにくいヤングケアラーの問題を、1つの講座をきっかけとして、クラスメートや家族、PTAなどの方々に知識や自覚を持っていただいて、社会として応援する、手助けするというような、システムをつくっていけるようになるといいと思う。LGBTについても講座を実施して、問題についてシステムチックに考えようという話になっている。

D委員

会長のご意見のように、人権問題は幅広くなっている。私がこれからお願いしたいのは、人権の核心の部分。少しお時間いただいて話させていただきたい。先月実施された南文化センター運営協議会の時の話で、私を含めこの場にいらっしゃる委員で出席されていた方も出席されていた。

昨年、南文化センター運営協議会の視察で伊賀の青山文化センターの視察に行き、大変感銘を受けた。毎年1回の解放学習会で講演会を開き、それをもとに、年6回の人権開放講座を行っていた。最初は参加者が少なかったそうだが、徐々に増えて、現在は地域の方々だけでなく地域の外からも、多くの方が参加し、勉強されていた。実は南文化センターでは部落差別について教育啓発はほとんどやっていない。私は今年度から教育啓発事業を少しずつ始めてはと考え、南文化センターが毎月発行しているふれあい人権・生活情報だよりに部落の歴史を連載してみてもと提案した。ところが地域の委員の方からは、そんなことは我々がすることではない。地域の人たちは7～8割がそんなことは聞きたくない。南文化センターは地域の人たちのためのことをすればよい。そういうことは差別する側がやることで、市の人権推進課の方で実施すればよいという意見を言われた。私は間違っていたのだろう。部落の方たちが今まで辛いことや、悲しい思いをされ、そっとしておいて欲しいという気持ちに思い至らなかった。今まではもっと主体的に部落の人たちから差別は間違いだと言って欲しかったが、彼らはそっとしていればいつかは良くなる。寝た子を起こすなど言っていた。

B委員に少しご意見を伺った際、辛い思いをされた人ほど寝た子を起こすなど言っている。昔からそうだったと教えていただいた。私は間違っていた。しかしこのままでいいのか。南文化センターの所長は、隣保館事業の中には確かに教育啓発はあるが、地域の人に気持ちよく利用されることだけやっていきたいと言っていた。その気持ちもよくわかる。人権推進課長も委員のため、相談したところ、地域の人たちが積極的に望むのであれば、講演会などしてもいいが、そうでなければ、市としてはやることはないとのことだった。もう少し部落の人たちに目を向けて、どうか積極的に部落問題に関心を持って、差別する文化、差別を許す文化から、それを乗り越えていけるように助けていただくことをお願い

できないか。避けているのは部落出身者とみなされてしまうことで、必死で避けている。自分の故郷は大切なふるさとと思える幸せを持てるようにしていただきたい。地域の中には勉強したいという方もいると思う。やさしいまなざして包み込むような施策をしていただけないか。なぜ差別が起こったのかをまず知ることだと思う。少なくとも多くの人たちに浸透している、固定観念、先入観、思い込みなどの偏見をなくすには、どうして部落差別が生まれたかという歴史をちゃんと知ることから始まると思う。今日お渡しした私のノートのコピーは、地域の方から、本人とお子様のつらかったことを聞き、このままではいけないと思い、数年ほど前から、もっとしっかり知ろうと100冊を超える本を読み、メモをとり勉強したもの。誤字乱筆をお許しいただき、1度お読みいただきたい。

また3月末には、地域の青年、そして僧侶の方々20名ほどが夕方5時半から南文化センターに集まり、私に話をして欲しいと依頼され、1回だけとお答えして1時間10分話をした。熱心に聞かれ、初めて聞く話で勉強になりました。この後も2回3回と続けてくださいと言われたが、ご勘弁くださいとお答えした。知りたい人はいる。差別の反対は平等ではなく尊重。やさしい気持ちでそういった文化を無くすように、何か施策をお願いしたい。

→B委員

学習というのはどこまでいっても必要だと思う。部落問題について、市として学習会等を実施している部分はあるが、一番大事なことは、部落の方も含め、その周囲の人たちがいかに差別はいけないということを理解していただくということ。市として計画を立て、携わる方も参加をして、一般市民に対して、理解をしていただけるような学習会を実施する必要があると思うが、どうか。

→事務局

津島市では人権教育推進事業の中で14講座行っており、この中でも部落差別を単独テーマとした講座を2講座、部落差別を含む、人権全般の講座を含めると、概ね3講座から4講座ほど実施している。様々な差別事象が生じる中、津島市において部落差別は非常に大事なテーマだと思っている。必ず事業の中に含め、様々なところに啓発している。

また、先ほどの事業以外の取組みとして、毎年1月下旬に文化会館で人権講演会を行っているが、本年度は部落差別を単独テーマとした講演会を予定している。詳細は決まり次第お伝えすることになるが、現段階では岐阜県の黒野共栄館という隣保館の館長を務めている梅田さんという方を講師にお迎えして、部落差別の歴史など講演していただく予定。この講座は、例年地域の方、一般市民の方も含めて皆さんに周知する中、100人を超える方にご参加いただいている。今年度も多くの方に参加いただくように考えている。以上のように、様々な形で情報提供、啓発を進めていくという状況。

→B委員

以前は、1年に2回ほど講演会をしていなかったか。

→事務局

事業開始初期に講演と映画の会及び講演会を実施していたが、現在は講演会のみ。

→B委員

D委員が言われるように、地域の方と、地域外の方が講演会に参加してもらえるようにしてもらいたい。南文化センターの利用者には地域外の方も見えると思う。南文化センターと話をしながら、進めてもらいたい。

→事務局

南文化センターが毎月発行している、ふれあい人権・生活情報だよりでの周知のほか、館内の掲示などでも周知を行うことを考えている。

→B委員

地域の方たちが南文化センターで部落差別についての学習会が必要だということがあるならば、南文化センター運営協議会があるので、運営協議会の中で、地域の方に加えて、その周囲の方たちもより理解をしてもらえるものと考えていってもらいたいと思う。一生懸命頑張っていってもらって。私も微力ながら力をお貸しする。

→黒田会長

事業計画の中でも、ずっと部落差別或いは同和問題について取り上げてきた経緯がある。それを例えば南文化センターでは。

→D委員

南文化センターでは何もやっていない。

→黒田会長

津島市の一般市民全体の意見として、津島市人権施策推進プラン 2030（改訂版）の6ページに人権に関わる問題として、特に重要だと思う問題が載っているが、上から障がいのある人、インターネット、女性、こども、高齢者、職場、犯罪被害者、トランスジェンダー、災害、外国人、部落差別という順番に出てくる。これを踏まえて一般市民のための教育をやろうと考えた時、様々な意見があると思うが、バランスよくやっていかないといけない。

事業計画はこういった、アンケート結果という一般市民のニーズに基づいて進めていくことが一番大事だと思う。D委員のご意見もすごく大事だと考えているし、今までの歴史教育の中でも、津島市では部落差別を重点的にずっとやってきたと思う。その結果として今がどうなのか。部落差別というのは、10年前、20年前に比べたら、一般市民の差別意識は随分低減されていると思うが、そうではないか。

→D委員

そうではない。かなり下の方へ沈殿している。部落の方たちは、辛い思いをされた人ほど、寝た子を起こすな、静かにしておいてくれと。こういったアンケートでも、絶対出さないようにしているのが、部落の方たち。

→黒田会長

今のご意見で言われた方たちの意見も尊重すべきではないかと思う。そうではないという意見も、もちろん両方ある。そのバランス感覚が難しい。

→B委員

差別を受けている全てのことについて、解消をしていかないといけない。人権課題ごとにさまざまな立場がある。その中の一つとして、部落の人たちが差別を受けている。例えば、随分前の話だが障がいのある人に関連して、津島市内を車椅子で実際に移動してみたいので一緒に行ってほしいと頼まれた。実際に移動した後、その人からは、これでは車椅子を使って1人で移動できるような状況でない、つまり津島市は障がいのある人にとって生活が難しいという話をされた。部落差別解消も必要だが、障がいのある人など、他の人権課題の当事者の人権が守られているかということ、私の視点では、守られていない部分がある。エゴだと言われる状況が出てきてはいけない。

→黒田会長

今のご意見のとおりだと思う。障がいのある人や女性の人権など、すべてが差別に繋がる。津島市の場合は部落差別からいろんな人権の問題が波及していき、津島市として人権意識が随分向上していったということだと思う。一度南文化センター運営協議会の中で、学習会や発表の場など、しっかりと討論していただいて、その結果を市またはこの審議会を出していただければ、いろんな方策を考えることができると思う。D委員がおっしゃることもすごくよくわかる。人権教育推進事業等を考える上で、一部のウェイトが余りにも高くなってくると、一般市民の意識と乖離した事業計画になってしまう。その辺りのバランス感覚を考えて、市も事業計画を考えていると思う。

→D委員

南文化センターの方で何も実施していないので、何かこちらの方からバックアップしていただけないかなと。

→B委員

南文化センターの出しているもので、書かれている部分もある。どちらにしても、どのようなことであっても差別は絶対に許してはいけない。

→F委員

部落差別解消法などを見ると、社会を変えて、差別を解消していくという考え方。この解消法は理念法であり、市町村などにどうしていくのかということ振っている。差別をされた地域の方たちが実際にどう思っているかどうかというのは、アンケートなどをして、その結果を見ないとわからない。

→黒田会長

特定の地域に限定したアンケートというのは難しい。手法としては、例えば南文化センターで、利用者の方との日頃のやりとりや、いただいた意見などから把握していくなど。

→水谷副会長

教員を退職するまでの部落の方との関わりなどを、いろいろなところで15～16年間話をしてきた。現在も名古屋市で年4回実施しており、海部地区でも話をしている。そこでいつも話しているのは、自分の心の体験を踏まえながら、周りの人たちは部落に対して、昔からこうだ、そうだろう、という偏見はいけないということ。そして、皆さん方一人ひとりにふるさとがある。自分のふるさとを堂々とみんなの前でしゃべることができる、そういう社会にしていけないといけないのではないかとということ。私も昔小さい頃に、親から何々町には行ってはいけないということを言われた。それは本当にそうなのか、なぜそのようなことを言われるのか、しっかり調べて勉強しないといけないと思っているうち、被差別部落のある小学校に教頭として赴任することになった。その時に周りの人たち、先輩の先生からは偏見的なことを言われた。そのころからB委員をはじめ、地域の色々な方と関わった。当時、我々は何か1つあると、その人が住んでいる地域の人全部同じだとしていた。そうではないし、世間はそれではいけない。だから先入観で見るのではなく、実際にいろんな人と関わりを持ちながら、いいところを見つけていこうという気持ちで、教頭で5年間、校長で3年間勤務して退職した。

D委員のご意見も大事だと思う。私もはじめは歴史を知らなかったが、なぜこのようなことになったのか知らなければならぬと思い勉強した。実際のことを知らずに、周りの人たちの言う事に流されていくということもあると思う。

人権施策推進審議会は、前身として津島市人権教育推進協議会があった。協議会でも様々な講座を、十分くらい実施していた。一般市民を対象とした講座も実施していたが、従前から人が集まらず、集客も大変ということで、現在の形になっていったが、黒田会長がおっしゃることに関連して、最初のころは部落差別についての講座が3つか4つほどあった。その中で新しい人権課題が出てきて、今の状況になっている。

私も部落差別の問題は、人権教育が柱になっていると思う。なぜかいうと、当時同和地区があった学校へ私が赴任した時、同和地区があるところは文科省からも同和教育をするようにということで指定を受けた。その後、2000年に人権教育と啓発に関する法律ができて、21世紀になると、人権教育の中に部落差別だけでなく、障がいのある人など様々な人権問題が包括されてきたという経緯がある。この法律も、部落差別がもとになっているのではないかと思う。最初の方に関連した文言が出てくる。目で見るとして違いがわかるものと、わからないものがある。部落の方かどうかというのはわからない。なので、1つの地域の中にいる方たちをそういうイメージで見ているのではないかと考えている。津島市は部落差別撤廃宣言を最初の頃に議会の議決を受けて出していたと思う。出来れば、一般市民を対象とした講座があるとよいということは、感じている。

→黒田会長

今、地域の学校に赴任する際はどうか。

→F委員

現在は言われない。私が勤務していた時は、年に1回、新しく赴任してきた先生などを対象に、講座を1時間ほど実施していたほか、他校に出向き1講座を受け持っていた。社会科の授業でこのように教えていくとよいということもやっていた。

→B委員

運動をしていて、後退していくのであればやらないほうがいいと思う。前進していくことが当たり前の分野だとも思う。

差別を受ける側の立場としては、先ほどおっしゃっていた取組みが、市内全体の部落差別を含め、あらゆる差別がいけないと教えることを小中学校で行われるようにしていったらいい。

→F委員

全体での取組みの成果として、参考資料として配布された小中学校人権研究会の研究会だよりがある。

→B委員

研究会だよりなどの取組みは良いと思う。全体にいきわたらせてほしい。私が問題視しているのは、他の地域で起きたことに関連している。

→F委員

三重県の土地差別問題。

→B委員

おっしゃるとおり。三重県の学校の教員が土地を買った時に、事前に部落だということを教えてもらえなかったのが契約解除を求めたことが問題になった。津島市の研究会だよりの取組みのように、勉強をされているかというところ。現実として三重県で起こったことについて、問題を起こした人たちは部落差別だけではなく差別をする可能性があるのでは。津島市はそういった差別のないようにするための取組みが、部落差別から始まったと

水谷副会長がおっしゃっていた。全ての差別をなくするためには学習が絶対に必要なので、しっかりとお願いしたい。

→黒田会長

こうして話し合う機会がこの審議会の1つの重要なポイントだと思う。皆さんからご意見を頂戴して、少しでも差別のない社会をつくっていくことが一番大事だと思う。

⇒第2回推進審議会は、1月29日（金）14時からの開催を予定